「広島県動物愛護管理推進計画」の見直しに係る素案について（概要）

１　趣旨

動物取扱業の更なる適正化と動物の不適切な取扱いへの対応強化のため，令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が，令和2年4月に「動物愛護管理基本指針」が改正されたこと，また，これまでの県の取組の現状と課題を踏まえ，「広島県動物愛護管理推進計画」の見直しを行うものです。

基本理念としましては，「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を掲げ，「動物愛護」と「適正飼養」に対する理解が進み，動物の虐待や遺棄，無責任なエサやり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており，県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られている状態を目指してまいります。

数値目標といたしましては，現計画の数値目標は県内外の動物愛護団体やボランティアの方のご協力により達成されていることから，新たに，現在も県の抱える課題である，犬猫引取頭数の削減及び，個人の方への譲渡率増加を設定いたします。

これらの目標を達成することで，より安定した動物愛護管理行政が運営できるものと考えております。

引取頭数の削減につきましては，今後，重点地域におけるより効果的・効率的な削減対策を実施してまいります。

個人の方への譲渡率増加につきましては，センター譲渡制度を周知する取組等と並行し，新センター整備を着実に進め，その機能を最大限活用することで進めてまいります。

２　見直しの理由

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき，基本指針に即して，動物愛護管理推進計画を定めることとされており，その基本指針が見直されたため。

３　見直しの考え方

　（１）法改正の内容を反映する。

　（２）本県の動物愛護管理の現状と課題に対する取組を盛り込む。

（３）県の新動物愛護センターを活用した取組を盛り込む（R5.4月供用開始予定）。

別紙

「広島県動物愛護管理推進計画」の見直しに係る素案について

１　計画素案の概要

　(1) 位置付け

　　　「動物愛護管理法」第6条に基づく県の計画

(2) 対象

　　　地域住民，飼い主，動物取扱業者，県獣医師会・動物愛護団体等の関係団体，ボランティア，動物愛護推進員，研究機関，市町，県

　(3) 基本理念と目指す姿

|  |  |
| --- | --- |
| 基本理念 | 「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現 |
| 目指す姿 | 「動物愛護」と「適正飼養」に対する理解が進み，動物の虐待や遺棄，無責任なエサやり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており，県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られている状態 |

　(4) 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

(5) 数値目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値 | 目標値 |
| 犬猫の引取頭数※1 | R1年度：　4,715頭 | R12年度：　3,300頭  （R1年度から△1,415頭，△30％） |
| 犬猫の個人への譲渡率※2  （県センターの目標） | R1年度：　9％  （譲渡221頭/引取2,529頭） | R12年度：　26％  譲渡486頭/引取1,843頭  R1年度から＋17% |

※1　現状で事実上殺処分のない状態となっている一方で，引取頭数は依然として多いため，引取頭数を指標に設定

※2　譲渡については特定の動物愛護団体に依存している現状があり，その改善に向けては個人の方への譲渡増が重要。ただし，引取数の減少とともに譲渡数は伸びなくなることを考慮して，譲渡数ではなく譲渡率を指標に設定

(6) 活動指標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動指標 | 現状値 | 目標値 |
| マイクロチップ装着率※1 | 犬　R1年度:　11.8％  猫　R1年度: 　2.2％ | 犬　R12年度:　85％  猫　R12年度:　50％ |
| 新動物愛護センター来場者数※2 | H27-R1年度平均:　3,500人 | R7（開設3年後）：7,000人  （現状値の2倍）  R12:7,000人を維持 |

※1　マイクロチップ装着率が高まることで飼養者の責任感が向上し，遺棄・虐待や犬の放し飼い等が抑制されるとともに，迷子となっても早期返還されることで野良犬・野良猫の増加の抑制につながることから活動指標に設定

※2　センター来場者の増加（裾野拡大）が犬猫の個人譲渡率向上に寄与することから活動指標に設定

(7) 施策体系

目指す姿

主な施策

施策別の取組

基本理念

・県の新動物愛護センターを活用した動物愛護の普及啓発の推進

・動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の推進

・動物愛護教育の充実

・動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充

・動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充

普及啓発・相互理解の醸成

動物愛護普及啓発の推進

・地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置づけの明確化

・自助の考え方に基づいた同行避難の促進

災害対策

人と動物との調和のとれた共生社会の実現

・動物愛護推進員の委嘱の推進

・動物愛護推進員の活動の周知の推進

人材育成

・行政，獣医師会等関係団体，研究機関との連携強化

調査研究の推進

**実現**

・マイクロチップの装着等所有者明示措置の推進

・野良犬の生息調査・分析結果に基づく取組みの推進

・引取る犬猫に関する情報収集の強化

・安易な飼養防止，終生飼養の徹底

・所有者のいる犬猫の適切な繁殖制限措置の推進

犬猫の引取り頭数の削減

適正飼養の推進

犬猫の返還・譲渡促進

・ホームページの迷子情報及び譲渡情報の充実

・譲渡制度の見直しと関係団体との連携の拡大

動物の健康・安全の確保

・遺棄・虐待防止に向けた取組の推進

・地域のルール遵守の指導・啓発

・犬による咬傷事故の未然防止の徹底

・特定動物飼養許可施設の定期的な監視の徹底

周辺生活環境の保全と動物による危害防止

・動物取扱業者への監視指導の強化

動物取扱業者の適正化

実験動物，産業動物の適正

な取扱いの推進

・実験動物又は産業動物の飼養に関する基準の通知等の普及啓発